

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和5年6月公表）

特定事業主名：三重県企業庁

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	52.9%
全職員	55.9%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

## (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	96.6%
本庁係長相当職	89.5%

## (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	92.8%
26～30年	91.2%
21～25年	92.7%
16～20年	80.7%
11～15年	90.0%
6～10年	103.7%
1～5年	95.3%

## 【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職及び本庁課長相当職区分には女性職員がいないため「—」と記載する。
- ・36年以上勤務の女性職員はいないため「—」と記載する。
- ・本庁部局長・次長相当職及び本庁課長相当職の職員について、女性職員は該当者がおらず、男性職員に偏っていることから、男女間で給与の差異が生じている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。